

# 一四世紀ケルン大司教領におけるアムトの質入れと領域政策

宮 坂 康 寿

【要約】 中世ドイツの領邦国家において、主君と家臣との個人的契約に基づく従来のレーエン制のほかに、一四世紀に入ると「領域的な行政区（アムト）」と「官僚制」を双翼とするアムト制が新たな支配原理として登場する。本稿は中世ドイツ経済の先進地域であるケルン大司教領を考察対象とし、領邦国家の形成・発展に対してアムト制が果たした役割を探る試みである。そのさい領邦国家の統治基盤として登場したアムトが、領域政策のために領邦君主である大司教によって質入れされるといふ領邦国家の存立を危うくしかねない現象に着目し、このアムトの質入れが大司教の領域政策の中で果たした役割を具体例によって明らかにしようとした。本稿の考察から、絶えず質流れの危険をはらみつつも、領域政策の一定の目論みのもとに大司教によって遂行されたアムトの質入れの経緯と様相が浮かび上がり、同時にアムト制が、アムトの質入れという方策を通じてケルン大司教領の領域的整備に寄与したことが明らかになった。またアムトの質入れが大司教の領域政策の手立てとして機能することが可能となった背後に、大司教領がライン関税収入を柱とする独自の財政構造をもち、領域獲得に伴なう負債の償却を側面から支える財源が確保されていた点にも注目した。

史林 八五巻四号 二〇〇二年七月

## はじめに

中世ドイツの領邦国家の形成と発展の歴史において、一四世紀は封建社会の伝統的な支配原理に加え、近代的な支配原

理が顕在化してきた時代である。すなわち主君と家臣との個人的契約に基づく従来のレーエン制のほかに、「領域的な行政管区（アムト）」と「官僚制」を双翼とするアムト制が新たに領邦国家の支配原理として登場してきた。換言すれば、一四世紀は領邦国家が従来の人的結合国家体制に加えて、それまでとは異なる新しい領域国家の相貌を示し始めた時代である。W・ヤンセンによれば、レーエン制の弊害として生じた領邦君主の諸権利の流出と社会的諸関係の稠密化を克服し、領域内の住民に対して均質的に権力を行使しうる統治組織として導入されたのがアムト制であり、このアムト制こそが、領邦国家が領域的な近代国家へと発展していくための基盤であった。<sup>①</sup>

領邦国家における支配原理の転換は、もちろん単純な図式化で捉えきれられるものではない。レーエン制がアムト制とともに一八世紀末まで存続し、アムトの統治者であるアムトマンが主に領邦君主の封臣団の中から任命された事実を鑑みるとき、レーエン制を無視して中世後期から近世にかけての領邦国家の発展を考慮することはできない<sup>②</sup>。しかし支配体制の持続力・安定性という観点から見ると、中世後期において領域国家体制を志向する領邦国家の支配原理としては、アムト制の方がより適合性があったと判断することができる。本稿では、この中世後期における領邦国家の統治基盤としての適性をもつアムト制が、さらに領邦国家の領域的整備にも役立つものであったことを明らかにしたい。考察対象はケルン大司教領である。ケルン大司教領は、中世において早くから貨幣経済の浸透したライン地方の中でもとりわけ経済的先進性が高く、加えて聖界領邦であるという点からも研究対象として興味深い<sup>③</sup>。次章ではケルン大司教領を考察対象とする本稿の具体的課題について述べたい。

- ① Janssen, W., „Zur Verwaltung des Kölner Erzstifts unter Erzbischof Wätram von Julich (1332-1349)“, in: *Aus kölnischer und rheinischer Geschichte. Festgabe Arnold Gillisches*, 1969, S. 4ff; Ders., „Landesherrliche Verwaltung und landständische Vertretung in den niederrheinischen Territorien 1250-1350“, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 173, 1971; Ders., „Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert“, in: *Der Staat* 13, 1974, S. 418ff; Ders., „Niederrheinische Territorialbildung. Voraussetzung, Wege, Probleme“, in: *Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein*, hg. von Ennen, E.-u. Flink, K., 1981, S. 96ff; Ders., „Die

niederrheinischen Territorien im Spätmittelalter“, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 64, 2000, S. 127ff.

② 領邦国家におけるレーエン制の意義をめぐっては、周知のように H・ミッタイスと O・ブルンナーの論争以来多くの議論があり、近年では中世後期、近世においてもレーエン制が領邦国家の発展に寄与した役割を高く評価する傾向にある。主な研究としては以下を参照。  
Diestelkamp, B., *Lehnrecht und spätmittelalterlicher Territorialstaat*, in: *Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert*, Bd. 1, 1970; Ders., *Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenellenbogen (13. Jahrhundert bis 1479). Ein Beitrag zur Geschichte des spätmittelalterlichen deutschen Lehnrechts, insbesondere zu seiner Auseinandersetzung mit oberitalienischen Rechtsvorstellungen*, 1969; Theunekauf, G., *Land und Lehnwesen vom 14. bis zum 16. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Verfassung des Hochstifts Münster und zum nordwestdeutschen Lehnrecht*, 1961; Spiess, K.-H., *Lehnrecht, Lehnspolitik und Lehnverwaltung der Pfalzgrafen bei Rhein im Spätmittelalter*, 1978. 日本における領邦史研究では「か

## 第一章 問題の所在と先行研究

ケルン大司教領においてアムト制が採用されるに至った事情は次の通りである。<sup>①</sup>ケルン大司教による領邦国家の形成は、一二世紀半ば以降大司教による諸権限の集中的掌握によって開始されるが、当初国家形成の基本原理として大きな役割を果たしたのがレーエン制であった。しかしこのレーエン制は、すでに一三世紀半ばには封臣であるミニステリアーレンの自立化によって形骸化し、大司教の有する諸権限がその手から失われていくという危機的状況が生じていた。またこのような領邦国家としてのケルン大司教領の空洞化が進行すると同時に、大司教の直轄支配領域においても、レーエン制と荘

つて山田欣吾氏が中世後期の領邦国家におけるレーエン制の果たした役割について消極的な評価を与えたが、櫻井利夫氏は中世後期においてもなおレーエン制を領邦形成の本質的推進力とみなしている。山田欣吾「領邦国家とレーエン制」『社会経済史学』、三〇巻三・四合併号、一九六〇年、後に同「国家そして社会―地域史の視点―」、創文社、一九九二年に所収、櫻井利夫「中世ドイツの領邦国家と城塞」、創文社、二〇〇〇年。しかしレーエン制は封主・封臣間の人的関係に基づくものであるために、レーエン制的秩序の形成・維持は領邦君主の政治的手腕・財力・軍事力によるところが大きい。したがってレーエン制的秩序は、後継の領邦君主の実力如何によっては短期間に瓦解する危険性を常に内包しており、レーエン制はきわめて不安定な統治原理であるとみなさるべきをえない。

③ 日本における領邦史研究はこれまでドイツ中部・東部の世俗領邦を中心になされてきており、ライン地方を中心とするドイツ西部の領邦についての研究は少ない。

園の分散化の弊害としてさまざまな人的結合や権利関係が錯綜し、社会的諸関係は息詰まるような稠密化の様相を呈していた。このような危機的状況を打開するために、大司教は強力な権力によって広大な地域を統一的に組織し、階層化された人的結合や権利関係を均一化するための新たな統治機構を必要とした。その結果導入されたのがアムトとアムトマンを柱とするアムト制<sup>②</sup>であった。

中世後期において、レーエン制の形骸化に直面した大司教が国家形成にあたって拠り所としたのは、もはや独自の法的地位を強力に主張する封臣ではなく、自己の指示に従い、任意に罷免しうる役人アムトマンであった。しかし大司教が強固な領邦国家を形成するためには、さらにもう一つの前提条件が満たされていなければならなかった。すなわちグラーフやフォークトといった大司教の権利基盤の性質によって影響を受けない空間的な統治組織を実現させることである。そのため広大な領域は地方統治組織の単位であるアムトに分割されたが、このアムトは中世後期における領邦国家の細胞とも言うべきものであった。アムトは大司教の荘園を中核として、領邦君主である大司教が裁判権を一元的に掌握していくことで徐々に形成された。アムトの中心となったのは大司教の城塞あるいは都市である。この城塞あるいは都市を拠点として、高級・下級裁判権等が大司教の任命する役人を通して行使された。このアムトが、領邦国家の行政や徴税の単位とされたのである。アムト制はケルン大司教領においては一三世紀後半から形成され始め、一四世紀にかけてその整備が進み、実質的には一四世紀の半ば頃ほぼ完成する。<sup>④</sup>

ところでこのようなアムト制の形成と並行して、ライン地方ではすでに一二世紀後半から、貨幣経済の社会への浸透によって支配者による支配権の動産化 *Mobilisierung* という現象が生じていた。<sup>⑤</sup> すなわち領邦君主をはじめとする支配者たちは、都市・城塞を含む諸権利を売却・質入れして貨幣に変換し、これによって領邦国家の財政の立て直しを図るとともに、新たな政策に投入するための資金を獲得したのである。すでに一二世紀後半に大司教フィリップ・フォン・ハインスベルクが貨幣投入によってヴェストファーレンにおける権力強化を試みたことが知られているが、とりわけ一三世紀以降、

貨幣投入は領邦国家の形成・拡大のための伝統的な常套手段となった。<sup>⑧</sup>

ここで注目しなければならないのは、アムト制の整備が進む一四世紀には、アムトが動産化の主たる対象とされたことである。大司教はアムトを有力な騎士や伯に質として与え、それによって得た貨幣を戦争遂行や新たな領域獲得のための資金に充当した。また大司教は債権者である騎士や伯を、質として与えたアムトの長官（アムトマン）に任命し、彼らにアムトの統治を委ねると同時に、アムトから得られる収入の一部あるいはすべてを負債が償却されるまでの利子として与えた。<sup>⑨</sup>

大司教はアムトを質入れすることによって、容易に新たな政策を遂行するための資金を調達することが可能となった。しかし負債の返済が不可能な場合には大司教はそのアムトを手放さねばならず、それは大司教にとつて、領邦統治の基盤を揺るがしかねない由々しい事態をまねく恐れがあった。その危険性があるにもかかわらず一五世紀には、大司教は慢性的な財政破綻からアムトの質入れを乱用することになる（表参照）。<sup>⑩</sup>

このような事実に加えて、アムト制が一六世紀以降もケルン大司教領の行政単位として受け継がれたことを考え合わせるとき、このアムトの質入れという視点からケルン大司教領においてアムト制の果たした役割を照射することはきわめて重要である。

中世におけるアムトを含めた諸権利の動産化に関する研究は、帝国レヴェルと領邦レヴェルの二つに大別されるが、とくに後者に関する本格的な研究は乏しい。なぜならば領邦君主による諸権利の動産化はおしなべて頻度が著しく、加えて領邦の地域的特性を視野に入れながら、行政、財政、その他の領域政策との密接な関連のもとで考究されねばならないという複雑多岐な問題性を含んでいるからである。<sup>⑪</sup>

このような研究状況の中で、国王や領邦君主による諸権利の動産化を積極的に評価したのがG・ラントヴェーアである。<sup>⑫</sup> 彼はフアルツ選帝侯領における動産化政策を検討し、一四世紀以降とくにアムトの質入れが領邦形成を推進するための諸

【表】歴代ケルン大司教によるアムトの質入れ

ケルン大司教	質入れ行為	質入れ数	在位年数
ハインリヒ・フォン・ヴィルネブルク（1306—1332）	6	6	26
ヴァルラム・フォン・ユーリヒ（1332—1349）	13	23	17
ヴィルヘルム・フォン・ゲネップ（1349—1362）	15	16	13
アードルフ・フォン・デア・マルク（1363—1364）	2	2	1
エンゲルベルト・フォン・デア・マルク（1364—1368）	6	12	4
クーノー・フォン・ファルケンシュタイン（1368—1370）	9	12	2
フリードリヒ・フォン・ザールヴェルデン（1370—1414）	25	39	44
ディートリヒ・フォン・メルス（1414—1463）	118	129	49

Tewes, L., *Die Amts- und Pfandpolitik der Erzbischofe von Köln im Spätmittelalter (1306-1463)*, 1987, S. 55, 82, 103, 107, 122, 140, 167, 191 より作成。ただし大司教ハインリヒの時代については筆者の調査に基づいて作成。

政策の資金調達として重要な役割を担ったことを強調している。またラントヴェーアはファルツ伯が支配権を質に入れた債権者についても言及している。それによれば債権者の多くがファルツ伯の側近・近縁者であり、さらにこのような債権者を繰り返し輩出する特定の家系が複数存在したとされる。ラントヴェーアの言うこのような事態はケルン大司教領についても確認され、債権者を含めアムトマンは主に大司教とレーエン関係を結んでいる騎士あるいは騎士見習の中から任命されている<sup>⑩</sup>。

ケルン大司教領におけるアムトの質入れについて具体的な研究を行なっているのは、L・テーヴェスである。テーヴェスは一四世紀初頭から一五世紀半ばにかけての歴代ケルン大司教によるアムトの質入れに関して実証的な研究を行なった<sup>⑪</sup>。この中でテーヴェスは個々の質入れを逐一列挙し、全体としてアムトの質入れが、大司教による戦争遂行や新たな領域獲得のための資金調達として有効であったと主張している。しかしテーヴェスの研究ではその網羅性のゆえに、個々の質入れを取り上げるさいに、大司教と債権者との関係および質に出されるアムト周辺の政治的状況が十分に考慮されておらず、個々の質入れがもつ政策上の意味付けが十分になされているとは言えない。またアムトの質入れに伴なう危険性についても、そのことを指摘するにとどまっている。この点に関連して、テーヴェスはアムトの質入れを受け入れる債権者のメリットとしてもつばら利子徴収を強調するが、債権者側の意図に

ついでさらに目配りをする必要がある。このようにラントヴェーアとテーヴェスの研究は、アムトの質入れが領邦国家の形成・発展に重要な関わりをもったことを示している。しかしテーヴェスの研究を見るかぎり、その具体的な様相についてはまだ十分に明らかにされていないというのが現状である。

以上の論述内容を踏まえて、本稿ではケルン大司教領におけるアムト制の果たした役割を、領域政策におけるアムトの質入れという側面から明らかにする。論究の中心はアムト制がほぼ全容を顕にする一四世紀である。この一四世紀は、それ以降の大司教領の領域的骨格がほぼ確定した時代でもあり、したがってケルン大司教の領域政策が領邦形成にとって重要な意義を有していた。

① はじめに註①参照。

② アムト制一般に因つては以下を参照。 *Deutsche Verwaltungsgeschichte* Bd. I, *Vom Spätmittelalter bis zum Ende des Reiches*, hg. von Jeserich, K.G.A.u.a., 1983, S. 81ff; Droege, G., *Verfassung und Wirtschaft in Kurköln unter Dietrich von Moers (1414-1463)*, 1957, S. 109ff; Schubert, E., *Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter*, 1996, S. 15ff.

③ Schubert, a.a.O., S. 15.

④ Droege, a.a.O., S. 109. ライン河流域のケルン大司教領内には「二」ケルン大司教の支配下にあるウエストファールン大公領においても「一〇」アムトが存在した。 Tewes, L., *Die Amts- und Pfandpolitik der Erzbischöfe von Köln im Spätmittelalter (1306-1463)*, 1987, S. 264 u. 319.

⑤ Landwehr, G., „Mobilisierung und Konsolidierung der Herrschaftsordnung im 14. Jahrhundert“, in: *Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert* Bd. 2, hg. von Patze, H., 1971, S. 484ff.

Reichert, W., *Finanzpolitik und Landesherrschaft zur Entwicklung der Grafenschaft Katzenelnbogen vom 12. bis zum 14. Jahrhundert*, 1985, S. 11f.

⑥ Reichert, a.a.O., S. 207.

⑦ Tewes, a.a.O., S. 33. 大司教によるアムトマンの任命には、通常の任命と質入れに伴なう任命の二通りあることになる。前者の場合、在任期間は個々のケースによつてさまざまであるが、だいたい一年から五年くらいである。後者では、負債が返済され次第アムトマン職を解任されることになる。しかし当該アムトマンの生存中に返済が間に合わない場合は、同一家系内で代々アムトマン職を受け継がれ、二〇年―三〇年にわたつて当該アムトを保有するケースも見られる。また、当該アムト内に大司教から封土を授封されている者は一時的に大司教とのレーエン関係を解消し、債権者であるアムトマンとレーエン関係を結ぶことになる。

⑧ 大司教ティートリビ・フォン・メルス(在位一四一四―一四一三年)は財政破綻からほとんどすべてのアムトを質に入れてしまった。

Tewes, a.a.O., S. 8. しかし後任の大司教ルブレヒト・フォン・デア・ファルツ（在位一四六三—一八〇年）は債権者たちを強引に大司教領から追放し、質入れたアムトの大半を取り戻している。Dusterwald, E., *Kleine Geschichte der Erzbischöfe und Kurfürsten von Köln* (1795-1801), 1974, S. 136f.

⑨ Tewes, a.a.O., S. 2ff.

⑩ Landwehr, G., „Die Bedeutung der Reichs- und Territorialpland-schaften für den Aufbau des Kurpfälzischen Territoriums“, in: *Mitteilungen des Historischen Vereins der Pfalz* 66, 1968.

⑪ Tewes, L., „Über langfristige Amtmannschaften in der kölnischen Lokaladministration des Spätmittelalters am Rhein“, in: *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 50, 1986, S. 315. また、W.・R.・ベル

ンスはトリリア大司教領について同様の結果を確認した上で、レーエン関係を大司教とアムトマンの関係への保障的意義をもつものとみなしている。この指摘はアムト制とレーエン制の関係を考察する上で興味深い。Berns, W.・R., *Bürgerpolitik und Herrschaft des Erzbischofs*

*Baldwin von Trier (1307-1354)*, 1980, S. 54f.

⑫ Tewes, *Die Amts- und Pfandpolitik*.

## 第二章 一三世紀末までのケルン大司教の領域政策とアムト制の形成

ここではとくに注目すべき複数の大司教の領域政策を取り上げつつ、一四世紀初頭におけるケルン大司教領をとりまく領域的状况の前段階を明らかにし、アムト制の形成との関連を示したい。

時代は遡るが、ケルン大司教が聖界のみならず世俗においても最有力な支配者として初めて歴史の表舞台に登場するのは、大司教ブルーノ一世（在位九五三—九六五年）からである。ブルーノはドイツ国王オットー一世の弟であり、兄オットーの帝国教会政策のもとでのオットーからロートリンゲン大公位を授与された。これにより、ケルン大司教は国王による帝国政策の重要な担い手として政治的威信を高め、支配権を拡大していくことになる。しかし当時の諸侯の封建的分立状態にあつては、大司教が安定した世俗権力を獲得するのは容易ではなく、ケルン大司教が領邦君主へと転化していくのは、ようやく一二世紀前半になつてからである。その転化の礎石となつたのが、一一五一年に国王コンラート三世から大司教アーノルト二世（在位一一五一—一五六年）に与えられたリプアリア大公位であつた。以後歴代の大司教はこの大公位と結びついた高級裁判権に依拠して、ラント平和を実現すべく領邦形成を押し進めていくことになる。



本格的に領邦国家としてのケルン大司教領の形成に着手したのは、大司教フィリップ・フォン・ハインスベルク（在位一二六七—九一年）である。従来と異なりこのフィリップのもとで初めて、帝国政策よりも領邦形成政策が優先されることになった。彼は莫大な貨幣を投じて城塞、所領、フォークタイを購入し、大司教領の規模拡大を図った。そのさいフィリップは購入した城塞を、フェーデ勃発時に大司教が軍事拠点として利用できるという開城権を留保した上で、城塞の売却者である貴族にレーエンとして授与し、いわゆるレーエン宮廷を組織して、領邦国家としてのケルン大司教領の基盤にしようとした。しかしすでにこの頃から、レーエン制は形骸化の傾向を示し始めており、レーエン支配は領邦形成のための手段としては実質的な機能を失いつつあった。後継の大司教たちはこのフィリップによって規定されたレーエン支配に基づく領邦形成の路線を踏襲しようとするが、逆にさまざまな支配権を失っていくという苦渋をなめることになる。

大司教フィリップの時代に関してなお一つ注目すべき重要な点は、ヴェストファーレン大公領の獲得である。一一八〇年は周知のように中世ドイツ国制史において大きなエポックとなった年であるが、この年にザクセン、バイエルン両大公領を合わせもち、帝国北東部において強大な地位を得ていたハインリヒ獅子公が、時の皇帝フリードリヒ・バルバロッサによって失脚させられた。その失脚とともにハインリヒの所有していた帝国レーエンは、彼に敵対していた諸侯に再授封されることになる。この時ザクセン大公領の西半分がヴェストファーレン大公領としてケルン大司教フィリップに与えられたのである。したがって以後、後継の大司教の領域政策上の重要な課題は、ラインラントと同様にヴェストファーレン大公領においても同盟者や諸所の権利を増大させ、双方の地域を結合して、領域的に完結した領邦国家を形成することであつた。

フィリップの後、大司教領の新たな領域政策の可能性を開いたのが大司教エンゲルベルト一世・フォン・ベルク（在位一二一六—二五年）である。彼による領邦形成も大きな進展をみせ、とくに一二二〇年以後国王ハインリヒ七世の後見人・帝国摂政という地位を利用して領邦権力の拡大に努め、クレーヴェ伯やリンブルク大公らとの戦いで幾多の城塞を獲得し

たほか、さらに都市の建設や都市への特権賦与を積極的に押し進めた。またエンゲルベルトは出自がベルク伯領であったため、ベルク伯領を経由することによりライナントとヴェストファーレン大公領を領域的に結びつけることに成功した。しかしこの領域政策は、エンゲルベルトがベルク伯領そのものをケルン大司教領に併合するまでには至らなかった。その結果、エンゲルベルトが暗殺された後この二領域の架橋の努力は水泡に帰し、彼の意思に反しヴェストファーレン大公領との領域的結合は一時的なものに終わった。

一三世紀においてケルン大司教の領邦君主権力が絶頂を迎えたのは、大司教コンラート・フォン・ホーホシュターデン（在位一二三〇—一三〇一年）の時代である。コンラートの時代は一二五四年から一二七三年まで続く大空位時代とも一部重なっていた。この帝国権力が非常に弱体化した大空位時代に、ドイツにおける領邦分立体制は決定的なものとなり、コンラートはこのような状況を勢力拡大の機会として利用することに成功した。コンラートも前任者たちと同様、戦闘による城塞の獲得、積極的な都市建設によって支配領域を拡大したが、なかでも自己の出身家系であるホーホシュターデン家の所領の大司教領への併合と、購入によるザイン伯領の多地域の獲得は、領邦国家としての大司教領を決定的に強化することになった。

しかしコンラートによって築き上げられた強大なケルン大司教の領邦君主権力は、彼の死後ケルン市や隣接する領邦君主など大司教領内外の敵対勢力の反撃によって大幅に縮小されることになる。とくに大司教ジークフリート・フォン・ヴェスターブルク（在位一二七五—一三〇七年）の時代は、その後のケルン大司教領の命運を大きく変える転換点となった。そのきっかけとなったのが、一二八八年に起こったヴォリンゲンの戦闘である。

争いの発端となったのはリンブルク大公領の相続問題であった。一二八三年に同大公領の相続権を主張してゲルダイン伯ライナルトとブラバン大公ヨハンが対立した時、大司教ジークフリートはブラバン大公が下ライン地方における覇権を掌握することを恐れ、ゲルダイン伯を支持した。しかしこの争いは下ライン地方全体を巻き込むものへと発展し、五年後

ついにヴォリンゲンにおいて雌雄が決せられることになる。結果は大司教が加担したゲルダイン伯側の完敗に終わり、大司教ジークフリートはゲルダイン伯とともにブラバン大公側に加担したベルク伯に捕らえられ、一年以上もの間拘禁された後、ベルク伯の要求に対する大幅な譲歩と引き替えに釈放された。この戦闘の結果、大司教はブラバン大公や近隣のマルク伯によって重要な支配権の一部を奪われたばかりか、ケルン市に対する支配権をほぼ完全に喪失した。ケルンは實質的に自由帝国都市としての地位を獲得し、大司教権力の影響下から独立することになった。さらに法的には大司教の封臣としてこれまで大司教のレーエン宮廷を構成してきた近隣のユーリヒ、クレーヴェ、ベルク、マルク伯らが大司教の支配から脱し、自立的な領邦君主へと昇格した。これにより下ライン地方におけるケルン大司教の主導的地位は全く失われ、以後ケルン大司教領における領邦形成は以前よりも縮小された規模で行なわざるをえなくなる。

このようにそれまでケルン大司教を中心としていた下ライン流域における政治権力構造は、一三世紀後半以降一層モザイク的な様相を呈することになり、大司教をはじめとする諸侯たちは外部への領域拡大を目論むと同時に、隣接領邦君主に対する自領域の防衛をますます迫られることになった。この点でとりわけ領域的散在性の強いケルン大司教領にとって、領内の諸権利と所領の再編・強化が焦眉の課題であった。レーエン制の形骸化と荘園所領の分散化の克服を契機とするアムト制の導入は全領邦的な現象であるが、下ライン地方の諸領邦においては当時の政治状況にも促されるかたちで、とりわけ一三世紀末以降軌を一にしてアムト制が形成されることになる。

ケルン大司教領において個々のアムトの存在が確認され始めるのは一二六〇年代からであり、大司教領全体におけるアムトの形成は一四世紀の半ばまでにはほぼ完了する。地域的に見れば、アムトの形成はまず大司教の支配領域の周縁部から始まり、次第に中心部へと進行していった。この進行過程は当然のことながら辺境防衛の重要性と関連している。そのさい、大司教が高級・下級裁判権を行使しうる領域がアムトの地理的基盤となった。個々のアムトの規模はさまざまであったが、いったん形成されるとその境界は維持され、外形的に安定した領域となった。しかしここに至るまでのアムト形

成の具体的なプロセスを見ると、そこには統一的な発展は見られず、それぞれの地域の歴史的条件によって異なる形成過程を示している。また大司教領は決してアムトの網の目によって隙間なく覆われていたわけではない。たいていのアムトには、その境界に接してラントと呼ばれる領域が存在しており、そこでは自立的な貴族や騎士が自ら裁判君主として下級裁判権を掌握し、場合によっては高級裁判権をも行使していた。それゆえこのようなラントでは大司教の直接的な支配権の行使は不可能であり、大司教はレーエン関係によってこれらの貴族や騎士との関係を維持していたが、このような支配地域は二〇〇以上にのぼった。司教座聖堂参事会や他の有力な修道院のもつ支配地域に対しては、大司教は高位聖職者としての保護機能に由来する緩やかな上級支配権を行使できたにすぎなかった。総じてアムトという統治形態によって組織化されていたのは、少なくとも中世後期においては大司教領全域ではなく大司教の直轄領域である。したがってアムトはまだ大司教領の中の一定区域を占めるにとどまっていたというのが実情である。

アムトと並んでアムト制の一翼を担うアムトマンに視点を移せば、一二四〇年代以降、俸給を得る役人の存在が史料中に散見されるようになり、一四世紀前半にはアムトマンの存在が頻繁に認められるようになる。アムトの統治機構の頂点にいるアムトマンの任務は、アムトの外部に対してはアムトの住民および領邦君主がアムト内にもつ諸権利を軍事的に保護することであり、アムトの内部に対しては法的秩序と平和を維持することであった<sup>④</sup>。アムトマンは基本的には管区域塞に居住し、そこを拠点に任務を遂行した。アムトマンは、場合によってはその任務をさらに下級のアムトマンに委ねることもあった。アムトマンは任務の遂行にあたり、アムトからあがる大司教の収入の中から定期収入を与えられ、戦時にはさらにその補償を要求することができた。一三世紀においては、なおアムトマンがアムトにおける通常の裁判を司宰していたが、やがてアムトマンの任務の司法的側面は後退・消失し、アムト内の裁判はフォークトあるいはシュルトハイسنなどの大司教が任命した裁判官が司宰するようになる<sup>⑦</sup>。一四世紀の半ばからアムトの統治機構の中に財務官としての性格をもつケルナーが現われる。ケルナーは元来、管区域塞の居住者の給養に対してのみ権限をもっていたが、一四世紀半ば以

降アムトマンと対等の立場にたつ役人の地位を与えられ、なかでも読み書きに通じる聖職者が任命された。ケルナーにはアムト内における大司教の荘園からの地代の管理のほか、アムト内の住民に課される租税、内陸関税、裁判収入、十分の一税の徴収などの財政的権限がすべて委ねられた。ケルナーはアムトにおける財政収入に関する正確な帳簿を作成し、毎年それを中央組織内にいる大司教領全体の財務長官であるレントマイスターに提出して検査を受けなければならなかった。<sup>⑧</sup>

以上述べてきたように、本章では一三世紀末における大司教領をとりまく政治権力的状況を明らかにし、それに対応した一三世紀後半から一四世紀半ばにかけてのアムト制の形成を概説してきた。次章では、この新たに形成されてきたアムト制が一四世紀における大司教の領域政策の中で果たした役割を、アムトの質入れという側面から具体的に検討したい。

① 以下の叙述は主として次の文献に依拠している。Dusterwald, a.a.O.; Erkens, F. R. u. Janssen, W., „Das Erzstift Köln im geschichtlichen Überblick“, in: *Kurköln. Land unter dem Krummstab*, 1986; Janssen, W., *Das Erzbistum Köln im späten Mittelalter 1191-1551*, 1995; Peiri, F., „Territorialbildung und Territorialstaat des 14. Jahrhunderts im Nordwestraum“, in: *Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert* Bd. 1, hg. von Patze, H., 1970, S. 405ff. 又大林毅氏も著書『ドイツ中世都市と都市法』創文社、一九八〇年、五一-六五頁において、「一〇世紀後半から一五世紀中葉までのケルン大司教による領邦君主権力の確立過程を四つの時期に区分して手際よくまとめおられ、参考になさっていただきた。

② ゲルターン伯にはナッサウ伯、ブランドル伯、ヘネガウ伯、リエージュ主教が与し、ブラバン大公にはユーリッヒ伯、マルク伯、ベルク伯、ウインデック伯、ホラント伯、リエージュ市、ケルン市が加担した。

③ Janssen, W., „Zur Verwaltung des Kölner Erzstifts“, S. 12. 史料に

認められるアムトを表す語は、*officium*, *districtus*, *ampt* の三つである。*officium* は本来役人の権利と義務の総体を意味するものであったが、後に空間的な統治単位としてのアムトをも意味するようになった。しかし一三世紀末から一四世紀初頭においては、この *officium* が明確に後者の意味で用いられることは少なく、むしろ *districtus* がアムトを指す言葉として多用された。その後大司教ヴァルラムの時代に入つて *officium* が *districtus* と同義ごみなされ、とくに一二四〇年代以降、*ampt* とともにアムトマンの地方管轄区域を意味するようになった。Janssen, a.a.O., S. 10.

④ Andernach, N., „Die Landesherliche Verwaltung“, in: *Kurköln. Land unter dem Krummstab*, 1986, S. 244f.

⑤ Janssen, a.a.O., S. 5. アムトメンを意味する *officiales*, *officiali*, *ampmann* の三つの名称は、一四世紀に入つてその意味内容が明確になつてくる。ラテン語の *officiales*, *officiali* という語は、二世紀以降の史料に登場するが、当初は大司教の宮廷の高級役人一般を意味していた。しかし大司教コンラートの時代から、*officiales* は宮廷外で活

動する役人を意味するようになる。一三世紀半ばからは *officiales* と並んで *officium* も、宮廷ではなく地方で活動する役人を指すようになり、両者は後の大司教ハインリヒ・フォン・ヴィルネブルク（在位一三〇六―一三二年）の時代には地方役人を指す同義語として用いられた。しかし一四世紀前半の大司教ヴァルラムの時代に入ると、*officiales* は聖職者に対する教会裁判官を意味するようになり、世俗の統治の領域からは消滅する。それ以後、*officium* が低地ドイツ語の *amptmann* とともに地方におけるアムトマンを意味し、とくに一三四〇年代以降は、地方の支配管轄区であるアムトにおける領邦君主の代理人を指す言葉となった。Ders., a.a.O., S. 6f.

⑥ *Andernach*, a.a.O., S. 245f.

⑦ そのほか、アムトマンには守衛や湖沼・牧草地の管理者などの役人が従属していた。

⑧ ケルン大司教領における中央統治機構の発展について簡単に紹介するならば、大司教領における地方統治機構（アムト制）がすでに一四

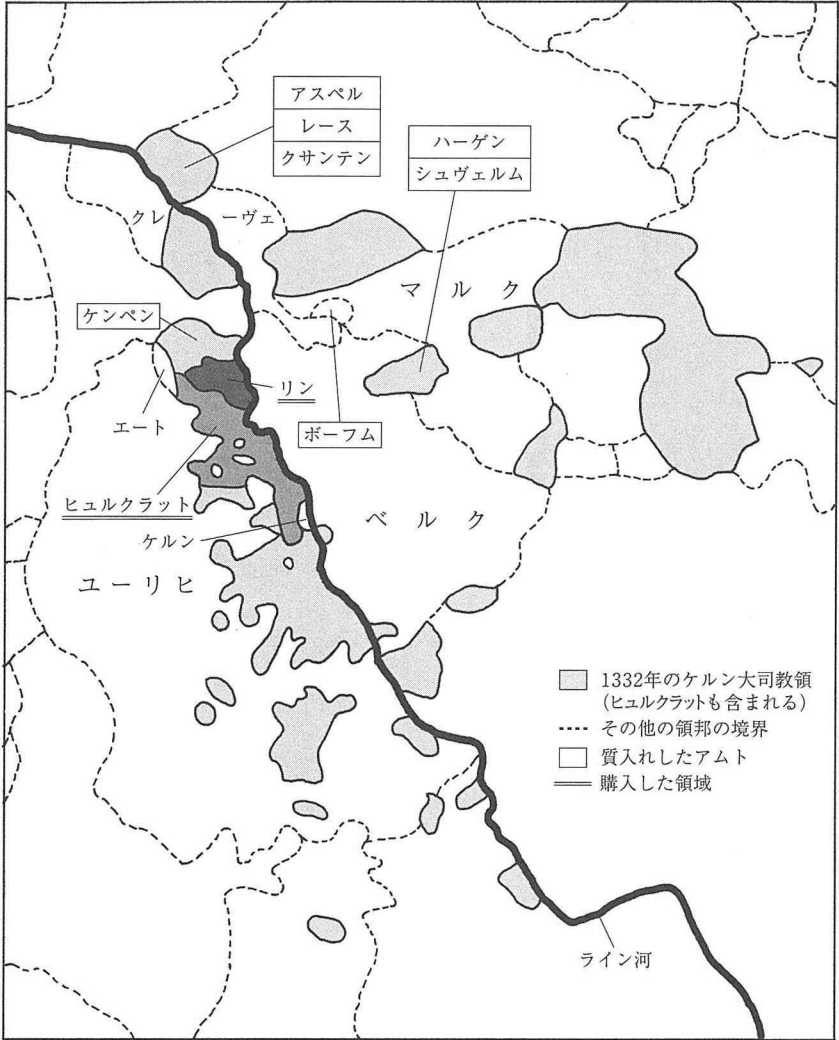
### 第三章 ケルン大司教による領域獲得の経緯とその実情

本章では前章までの論述を踏まえて、アムトの質入れ・請け戻しの具体的な経緯とその実情を、一四世紀に大司教によって実際に遂行された領域獲得の二つの事例を通じて明らかにしたい。ここで二つの事例とは、一四世紀前半の大司教ハインリヒ・フォン・ヴィルネブルクによるヒュルクラット伯領の獲得と同世紀後半の大司教フリードリヒ・フォン・ザールヴェルデンによるアムト・リンの獲得である。この二つの領域獲得は、歴代の大司教が行なった領域獲得の中でもとりわけ大司教領にとって要衝を占める地域に関わる重要な意味をもつものであった（地図参照）。

世紀の間に最終的な形を整えていたのに対して、中央統治機構の組織化のプロセスは、地方統治機構のそれよりもおよそ三世紀ほど遅れていた。大司教は中央においてすべての業務を自らの手中に掌握しようとする姿勢を崩さず、一五世紀半ばまで統治機構として若干の機関を補助的に用いたにすぎない。さらにこれらの機関はすべて、ほぼ従来の宮廷役人、封臣、聖堂参事会員などから大司教が任意に選んだ者によって構成されていた。これら補助的機関を構成する私的な役人は当初、大司教を介して相互に緩やかな結合関係にあったが、一四世紀の半ば以降統一的な役人団を形成し、大司教の影響下で統治業務を行なった。中央統治機構における重要な機関としては顧問官、財務長官、書記局が挙げられるが、これらの機関の整備については以下を参照。

Janssen, "Zur Verwaltung des Kölner Erzbistums", S. 15f; Ders., "Die niederrheinischen Territorien", S. 133ff; *Andernach*, a.a.O., S. 247; Picot, S., "Kartäische Territorialpolitik am Rhein unter Friedrich von Saarwerden (1370-1414)", 1977, S. 318ff.

14世紀前半の下ライン地方



Heyden, G., *Wahram von Jülich, Erzbischof von Köln. Reichs- und Territorialpolitik*, 1963所収の地図をもとに作成。

(二) 大司教ハインリヒ・フォン・ヴィルネブルク（在位一三〇六—一三二二年）による  
ヒュルクラット伯領の獲得

すでに述べたように、一二世紀後半のフィリップ以来、後継の大司教は大司教領要衝周辺のラインラントとヴェストフアーレンにおける支配地域をそれぞれ強化・拡大し、かつ両者を結合して領域的に完結した大司教領を形成することを領域政策上の目標としていた。だが実際のところヴォリンゲンの戦闘での敗北以降、ケルン大司教は従来よりも縮小した規模で領邦形成を議論まねばならない状況に置かれていた。このような状況下で、一四世紀初頭に大司教ハインリヒ・フォン・ヴィルネブルク（以下ハインリヒと略す）によって企図された当初の領域政策上の課題のうちで、苦難の末唯一達成することができたのはヒュルクラット伯領の購入であった<sup>①</sup>。しかしこの唯一実現したヒュルクラット伯領の購入・獲得は、ライン左岸における大司教領の空白地帯を補填して領域的一体性をもたらし、同時にケルン教会にとっては元来保有していたグラーフ権の取り戻しを意味するものであり、領域政策上の際立った成果であったと言える。このヒュルクラット伯領の獲得の経緯とその実情は次の通りである<sup>②</sup>。

大司教ハインリヒが領域政策に乗り出した当時、このヒュルクラット伯領はクレーヴェ伯傍系のデイトリヒ・ルーフ三世・フォン・クレーヴェ（以下デイトリヒと略す）に受け継がれていた。彼は先代からの政策を継承してケルン大司教との友好関係を保持した。クレーヴェ伯オットーの死（一二三〇年）を契機とするクレーヴェ伯家の相続抗争では、デイトリヒはオットーの後継者デイトリヒ九世に対抗して相続権を主張し、復帰レーエンとしてのクレーヴェ伯領の回復を意図して相続抗争に関与する大司教ハインリヒに与した<sup>③</sup>。デイトリヒはクレーヴェ伯との間に和議が成立したとき、将来いかなるときもクレーヴェ伯に敵対しないことを約束したが、それにもかかわらず両者の関係は一向に改善されることはなかった。このクレーヴェ伯との和議後ほどなくデイトリヒは、あらたに大司教ハインリヒとレーエン契約を締結



してハインリヒの専属封臣となり、クレーヴェ伯との武力対立のさいには大司教側に立つことまでも約束した。<sup>④</sup>

さてケルン大司教ハインリヒによるヒュルクラット伯領獲得の企図が最初に明示されたのは、デイトトリヒと交わされた一三一三年六月一六日の協定である。<sup>⑤</sup>この協定においてデイトトリヒはエートの城塞を大司教にレーエンとして委託し、エート近傍の大司教領所属のアムト・ケンペンの防衛を約束した。これに対してハインリヒはヒュルクラット伯領の城塞の防衛を約束し、同時にヒュルクラット伯領の先買権をもつことをデイトトリヒに確認させた。ところでハインリヒは一三一三年の協定に先んじて、この協定の布石と考えられるもう一つの協定をデイトトリヒとの間に締結していた。それは大司教ハインリヒのデイトトリヒに対する優遇措置とも言えるもので、その内容は大司教が二つの債権——デイトトリヒがヒュルクラット伯領の城塞を修復するためにハインリヒから借り入れた一千マルクと、ヒュルクラット伯領の一部を質入れてハインリヒから借り入れた負債——を放棄すること、ワインとライ麦の納入を免除すること、さらにデイトトリヒに対して年間四〇〇マルクを貨幣封として供与することなどを骨子とするものであった。<sup>⑥</sup>これら二つの協定からは、大司教ハインリヒがヒュルクラット伯領獲得のためにデイトトリヒに最大限の譲歩をし、両者間の結合を強化してヒュルクラット伯領獲得に向けて本格的に始動しようとする大司教側の意図を窺い知ることができる。

かくして一年後の一三一四年六月二二日に、ハインリヒとデイトトリヒの間でヒュルクラット伯領の購入に関する次のような内容を柱とする協定が締結される運びとなった。<sup>⑦</sup>

「……余は、余の愛する血縁にして信頼すべき高貴なるデイトトリヒ・ルーフ・フォン・クレーヴェから、余と余のケルン教会より与えられたレーエンに由来するヒュルクラットの城塞と伯領およびその付属物を、二デナリウスを三ヘラーに換算する三万マルク・ケルナーバガメントで購入し、上述の三万マルクのためにケンペンにおける都市と余のラント (*opidum et terram nostram in Kempene*) をデイトトリヒに質として与えた。」

さらにこの協定においてデイトトリヒは、負債が返済されるまで(アムトマンとして)アムト・ケンペンにおいてケルン大

司教が有しているさまざまな支配権およびすべての収益の保有を認められた。引用に見られるようにヒュルクラット伯領はアムト・ケンペンを質物として三万マルクでハインリヒに売却されることになったが、このほかに支払いは約二年後の一三一六年二月二日までに三回に分割して行なわれることが定められた。<sup>⑨</sup>ところでこの一三一四年のヒュルクラット伯領の購入に関する史料は二種類存在する。先に引用した史料ではヒュルクラット伯領の購入金額は三万マルクであるが、別の史料では一万五千マルクと記載されている。この記載金額の相違は次の事情に基づく。すなわち大司教ハインリヒとデイトリヒの間でヒュルクラット伯領の購入協定が締結された当時、すでに同伯領の一部はデイトリヒによつて第三者に質入れされていた。そのためハインリヒはヒュルクラット伯領購入にあたり、伯領そのものの購入金額一万五千マルクに、デイトリヒが第三者から伯領の一部を請け戻すための金額一万五千マルクを合計した三万マルクをデイトリヒに支払わなければならないかつたのである。<sup>⑩</sup>したがつて記載金額の相違は、ヒュルクラット伯領の購入金額について請け戻し金を含めるか否かという史料作成者の認識の相違に基づいている。このような事情からは、デイトリヒが大司教ハインリヒにヒュルクラット伯領を売却した動機の一つとして、一万五千マルクという高額の負債を償却したいというデイトリヒの意図を読み取ることができる。ただしデイトリヒによるヒュルクラット伯領売却の政治的理由は史料からは判然としない。デイトリヒは当時ゲルダーン伯の封臣でもあり、ケンペンの北東に位置し、父デイトリヒ二世から受け継いだケルヴェンハイムを中心とする領域をゲルダーン伯に対する委託レーエンとして所有していた。<sup>⑪</sup>またデイトリヒはケンペンの西部に隣接するエートに居城を構え、領域支配を行なっていた。したがつて領域統合の観点からは、デイトリヒはヒュルクラット伯領を失う代償として自領域に近いケンペンを望んでいたと思われる。

以後ハインリヒは負債の償却に努めることになるが、ただでさえ多額の負債を抱えていた大司教にとつて、ヒュルクラット伯領購入のための三万マルクはとうてい大司教自身の財力の及ぶところではなかった。そこで一三一四年六月二八日にハインリヒは聖堂参事会の承認を得て、三人のロンバルド人から合計二万九二二五マルクを借り入れ、彼らには負債が

返済されるまでの保証として、毎年ボンとアングーナハからあがるライン河の関税収入の一部を質入れした<sup>⑫</sup>。しかしこれでも他の負債償却に加えて、ヒュルクラット伯領購入のための当面の支払い分を満たすには十分ではなかった。そこで一三二〇年一月二二日にハインリヒは、質入れされているケンペン市の参事会と市民にまで、ヒュルクラット伯領の購入金の支払いと質物請け戻しのために、五〇〇マルクをデイトリヒに支払うことを懇請した<sup>⑬</sup>。さらに一三二一年七月二九日にはハインリヒは大司教区とケルン市のすべての聖職者に対し、ケルン教会の財産が多数存在するヒュルクラット伯領獲得の重要性を訴えて資金援助を要請した。それと並行してハインリヒはヒュルクラット伯領にある聖職者の財産に対する課税免除など特権の賦与・優遇を行なった<sup>⑭</sup>。

このようなハインリヒの努力にもかかわらず負債の返済は遅れる一方であった。すでに協定による支払い期限を大幅に過ぎた一三二一年一月一三日に、ハインリヒとデイトリヒは残りの負債の返済について再び交渉を行なった<sup>⑮</sup>。ここでは残りの負債額のうち、さしあたり二千マルクについて翌々年の聖霊降臨祭までに三回に分けて支払われることが取り決められたが、一回目の支払いが期限通りに行なわれた場合には、ヒュルクラット伯領の所有権はハインリヒに移行し、期限までに二千マルクが支払われなかった場合には、デイトリヒ自身が当該伯領を私的に支配することになった。さらにこの二千マルクの支払いが完了した場合についても同協定において次のように定められた。

「……すでに文書において明示されているヒュルクラットの城塞と伯領の購入金額のうち、まだデイトリヒに対し負債として残されている金額のために、アスペルの城塞とレース、クサンテンの二都市およびそれらの付属物を、デイトリヒがすでに長期間質として保有しているケンペンの都市とラントとともにデイトリヒに質として与える。……」<sup>⑯</sup>

しかしこのアスペル、レース、クサンテンの大司教領最北端の三つのアムトは飛び領地としてクレーヴェ伯領の中心部に位置しており、歴代の大司教はこれらのアムトの中心をなす都市に多くの特権を与えて大司教陣営に引き付けてきた。したがってケルン大司教領にとって、これらのアムト内にある城塞や都市を質流れの危険にさらすことは、辺境防衛の観点

から重大な問題であった。またこのデイトトリヒ側の要求にも当然、これら地域併合の目論みが込められていたと考えられる。

その後、ハインリヒはこれらの質物を取り戻すために懸命の努力をすることになるが、一三三二年四月二十六日に両者はあらためて現時点での残りの負債額について確認している。<sup>⑩</sup>

「……余はデイトトリヒと彼の相続人に対し、一万五千マルクのうちまだ負債として残されている九〇三〇マルクの支払いへの保証として、アスペルの城塞、レースとクサンテンの二都市およびケンペンの都市とラントを、ミニステリアーレン、封臣、すべての裁判権、住民、その他上述の城塞と都市に付属するすべてのものとともにデイトトリヒに質として与えた。……」<sup>⑪</sup>

ハインリヒの努力は続いた。デイトトリヒとの度重なる支払期限延長交渉の後、ハインリヒは一三三三年一月一日に聖堂参事会の承認を得て、城塞維持のための費用を除いて、ヒュルクラット伯領から得られる全収入を負債の償却に用いることを決定した。<sup>⑫</sup> さらに一三三六年二月一日にはローマ教皇に嘆願して、ケルン教会の負債を軽減するために、大司教区のすべての教会と修道院から二年間の巡察手数料と三年間の援助金を徴収することが認められた。<sup>⑬</sup> その五年後の一三三一年一月一六日、残されていた九〇三〇マルクの負債が完全に完済され、質物であるアムト・ケンペン、アスペル、レース、クサンテンが大司教に返還されることになった。<sup>⑭</sup>

クレーヴェ伯は当初から、このヒュルクラット伯領がケルン大司教の手に渡ることに反対であったため、あらゆる抗議をもってこの取引を妨害しようとした。<sup>⑮</sup> 事実クレーヴェ伯は、国王ルートヴィヒ・デア・バイエルンと近隣のライラントおよびヴェストファーレンの諸侯に支持を求め、さらには教皇にも大司教に対する苦情を訴えたが効果はなく、ハインリヒが死去するまでクレーヴェ伯とケルン大司教の間には緊張が続くことになる。

購入が完了するまで一七年もの歳月を費やしたヒュルクラット伯領の獲得は、大司教ハインリヒの行なった領域政策の唯一最大の成果であった。このヒュルクラット伯領の獲得は外部への領域拡大ではなく、孤立する複数の自領を結合する

ことよつてそれらを一体化し、大司教領を内部から強化するものであつた。ヴォリンゲンでの大敗以來、隣接する領邦君主の勢力拡大によつてケルン大司教にはもはや外部への大胆な領域拡大は望めず、それら近隣の領邦君主への対抗・防衛という観点から自領域を着実に固めてゆかざるをえない状況にあつた。<sup>②</sup> しかもヒユルクラット伯領はライランントにおけるケルン大司教領の中心部に位置しており、この領域が他の領邦君主の手に渡つた場合、大司教領の損失は計り知れないものがあつた。したがつてこの獲得はとりわけ大きな意味をもつていたのである。

(二) 大司教フリードリヒ・フォン・ザールヴェルデン（在位一三七〇—一四一四年）による

アムト・リンの獲得

一三世紀末の大司教ジークフリートのヴォリンゲンにおける敗北の結果、大司教の領域政策は以前に比べて縮小した規模で展開されることになつたのは繰り返して述べてきた通りである。一四世紀前半の大司教ハインリヒの場合もそうであつたが、一四世紀後半においてもケルン大司教は領域政策を遂行するにあつて隣接する世俗諸侯との軋轢を余儀なくされた。なかでも恒常的な対立関係にあつたのはクレーヴェ伯である。この大司教とクレーヴェ伯との対立は、大司教ハインリヒが復帰されるべきレーエンとしてクレーヴェ伯領の大司教領への併合を主張したのが発端である。この大司教ハインリヒの主張はその後幾代かの後継大司教によつて継続されたが、クレーヴェ伯の頑強な抵抗によつて実現されることなく両者間に緊張関係が存続していた。そしてこの両者間の緊張状態の真つ只中に、ケルン大司教にとつてさらに不都合な事態が生じることになる。すなわちクレーヴェ伯ヨハンの死（一三六八年）によるクレーヴェ伯家断絶の結果、大司教としばしば対立関係にあつたマルク伯家出身のアドルフがクレーヴェ伯領を相続することになつたのである。<sup>③</sup> これはケルン大司教領がクレーヴェ伯とマルク伯の連合勢力によつて完全に挟み込まれることを意味する。以後大司教とクレーヴェ伯、マルク伯との間に対立が表面化するが、その最大の原因は大司教がクレーヴェ伯、マルク伯領内に所有する飛び領地

であった。<sup>26)</sup> 新たな領域獲得によってこの飛び領地を大司教領の中核部に結合しようとする大司教側の意思と、領域的にまとまった伯領を形成しようとするクレーヴェ伯、マルク伯の意思が真つ向から衝突する事態となった。しかしこの対立・抗争の中から大司教フリードリヒ・フォン・ザールヴェルデン（以下フリードリヒと略す）の時代における最も重要な領域政策上の成果がもたらされた。すなわち後にケルン大司教領のアムトとして併合されることになるクレーヴェ伯領のアムト・リンの獲得である。リンはアムト・ケンペン、ヒュルクラット相互の連結部に位置し、したがって大司教領にとって領域的にきわめて重要な意味を有していた。

ところで少し時代を遡ってリンをめぐる経緯を眺めてみれば、もともとリン一帯の支配領域はかつて大司教ファイリツプ・フォン・ハインスベルクが獲得した領域であったが、一三世紀後半にレーエンとしてクレーヴェ伯に与えられていた。<sup>27)</sup> その後一三四八年にクレーヴェ伯ヨハンがメヒトヒルト・フォン・ゲルダーンを妻に迎え、彼女にアムト・リンを与えた。このことはその後マルク伯家出身のアドルフがクレーヴェ伯領を相続するとき（一三六八年）にも確認された。ただし実際にメヒトヒルトに与えられたのは、リンの支配権ではなく、あくまでもリンからあがる収益の一部を年金として保有する権利であった。したがって本来アムト・リンの管理はクレーヴェ伯アドルフが任命したアムトマンによってなされるはずであった。しかしメヒトヒルトは規定を無視して自ら騎士ハインリヒ・フォン・シユテュルンケーデ（以下ハインリヒと略す）をアムトマンに任命し、リンの管理にあたらせていた。

大司教フリードリヒの政策において初めてリンが登場するのは一三七七年のことである。この時ライン河からマース河にかけての領邦君主と貴族たちは、メヒトヒルトの任命したアムトマン・ハインリヒの不当な支配によって危険にさらされているリン周辺の商業路の安全を確保するため、挙げてラント平和同盟を締結し、リンを包囲しようとした。この同盟にはリンが同盟側によって占領された場合、リンは大司教からあらためてレーエンとしてクレーヴェ伯に与えるという取り決めが含まれていた。<sup>28)</sup> 結果的にはハインリヒと同盟者の間で協定が結ばれリンの包囲は実現しなかったが、いずれに

してもこの時点ではリンのクレーヴェ伯領への帰属は明白であった。

ところで後にアムト・リンが大司教領に併合される間接的なきっかけとなったのはゲルダーン伯領の相続争いであった。この抗争は戦争にまで発展したが、これに参戦したメヒトヒルトは資金不足から、一三七七年以前の時点で高額の負債と引き替えに、ハインリヒにリン、オルゾイ、およびフリーメルスハイムのフォークタイを質に入れ（質入れ額不明）、一三七八年三月一日にはその負債額を六千ゴルトシルデに引き上げた。さらに一三七八年四月一八日にメヒトヒルトは、大司教フリードリヒに対してもリンを付属村落とともに四万五千ゴルトシルデで質入れしている<sup>⑧</sup>。しかしリンは依然としてメヒトヒルト配下のハインリヒの管轄下に置かれたままであった。このメヒトヒルトから大司教フリードリヒへの質入れについての詳細は明らかではないが、少なくともフリードリヒはすでに一三七〇年代末にリンの獲得を考えていたことは確かである。

さて大司教によるアムト・リン獲得の直接の契機となったのは一三三三年のメヒトヒルトの死である<sup>⑨</sup>。クレーヴェ伯アードルフは、このメヒトヒルトの死によって、一三四八年と一三六八年に彼女に認められたリンに関する権利は失効したとみなし、一三八四年に自らリンのアムトマンを任命しようとした。しかしメヒトヒルトから与えられた債権をもつハインリヒは、リンを譲渡する前の一三八〇年にメヒトヒルトによって六万ゴルトシルデにまで引き上げられていた負債の償却を要求し、この要求をめぐってアードルフとハインリヒの間に対立が生じた。この対立・抗争に付け入ったのが大司教フリードリヒである。彼は巧みな策動によってハインリヒと結びつき、一三八五年一月九日にハインリヒから二万ゴルトシルデでリンとオルゾイを購入する契約を取りつけることに成功した<sup>⑩</sup>。ハインリヒにはさらに二千ゴルトシルデの年金が与えられた。大司教は購入金二万ゴルトシルデのうちまず四千ゴルトシルデを支払えば、自らもアムトマンを任命し、ハインリヒと共にリンの共同管理を行なうことができることになった。一三八八年七月一三日に大司教はハインリヒをアムト・リートベルクの終身アムトマンに任命して、二千ゴルトシルデの年金収入を与え、すでに四千ゴルトシルデを支払

った残りの一万六千ゴルトシルデの支払いについては、ボンからあがるライン河の関税の徴収権を与えた。<sup>⑤</sup>

これによって大司教フリードリヒはリンを実質的に自らの支配下に置くことに成功した。しかしクレーヴェ伯の承認を取りつけていないためにフリードリヒによるリンの所有は法的基盤を欠いており、以後フリードリヒはこの法的基盤を作り出すべく精力を傾注することになる。そのさい彼は、一三七二年に封臣との間でレーエン相続に関する争いが生じた折に国王カール四世から与えられた特権、すなわち封臣が男子の相続人を残さず死去した場合、そのレーエンは大司教領に返還され、大司教の自由裁量に委ねられるという特権を利用した。<sup>⑥</sup> 具体的には、まずフリードリヒは一三七七年のラント平和同盟のさいに認めたリンのクレーヴェ伯領へのレーエン的帰属を拒否した。また前クレーヴェ伯ヨハンが男子相続人を残すことなく死去したため、フリードリヒは一三八五年五月七日にアードルフとのクレーヴェ伯領の継承争いに敗れたオットー・フォン・アルケルにあらためてリンを除くクレーヴェ伯領に存在するケルン教会のレーエンを与え、オルゾイは放棄させるという措置を取ったのである。この一連の策動によってフリードリヒは現クレーヴェ伯アードルフに対抗してリン所有の法的基盤を作り出すことに成功した。最終的な決着は両者間の緊張が続いた後の一三九二年五月一日に、ケルン大司教とクレーヴェ伯領のみならずその後マルク伯領をも相続したクレーヴェ・マルク伯アードルフとの間で締結された協定までもち越されることになる。

この協定では大司教フリードリヒによる七万グルデンの支払いと引き替えに、クレーヴェ・マルク伯アードルフがアムト・リンに対する支配権を放棄し、さらにこれまで両者間で懸案になっていたアムト・クサンテンの裁判区、フォークタイおよび都市に関しては共同所有ということが定められた。<sup>⑦</sup> また補足協定において七万グルデンの支払い方法が定められたが、フリードリヒはこの七万グルデンのうち一万三千グルデンは即金で支払い、残り五万七千グルデンは負債とした。この負債のためにフリードリヒはアードルフに対して、アムト・アスペル、レース、さらにアムト・ボーフムにおける裁判区のうちケルン大司教が所有する部分とアムト・シユヴェルム、ハーゲンの大司教の荘園を質入れした。またこの補足



協定では、これらの質物の請け戻しについて大司教側からの慎重な規定が盛り込まれ、もし大司教フリードリヒの存命中に負債の返済が完了しない場合は、聖堂参事会が債務者として負債の返済を引き継ぎ、そのさいツォンスからあがるライン河の関税収入を負債の返済にあてること<sup>⑤</sup>が取り決められた。

この協定に関してまず注目すべきは、クレーヴェ・マルク伯がケルン大司教との共同所有というかたちではあるが、クサンテンの支配権を獲得したことである。そもそもクサンテンをめぐる両者の争いは一三世紀にまで遡る<sup>⑥</sup>。クサンテンはすでに述べたアスペル、レースとともにクレーヴェ伯領内にケルン大司教が所有する飛び領地であったが、一三世紀の末にクサンテン市におけるフォークタイがレーエンとしてクレーヴェ伯に与えられて以後、クレーヴェ伯はクサンテン市への影響力を増大させようとしてきたのである。この協定によって大司教は確かにクサンテンにおける支配権を失うことはなかったが、このクレーヴェ伯に対する大司教の譲歩は、クレーヴェ伯にクサンテン併合への足掛かりを与えることになった。事実、一四四四年にいわゆるゾースターフェーデが起こったさいに、クサンテンはクレーヴェ伯によって占領され、ケルン大司教の手から失われることになる<sup>⑦</sup>。

次に注目すべきは、歴代ケルン大司教の行なつた質入れにおいて、複数の質物が同時に出される場合は、ラインラントとヴェストファーレンにまたがるケルン大司教領のうち必ず一方の地域のみから出されていたのに対し、今回は双方の領域の中から同時に質物が出されたことである。これはラインラントにあるクレーヴェ伯領とヴェストファーレンにあるマルク伯領を結合し、両地域を同時に視野に入れた領域政策を展開しようとするクレーヴェ・マルク伯の思惑と関わりがある。すなわち、クレーヴェ・マルク伯によるアスペルとレースの要求は、これまでのクレーヴェ伯の領域政策を貫徹しようとするものであり、ポーfum、シユヴェルム、ハーゲンについては、かつてからマルク伯領内においてケルン大司教と競合していた権利の獲得を狙つたものであった。そしてクサンテンと同様これらの質物も、その後の大司教の請け戻しの努力にもかかわらず、一五世紀半ばまでにはすべて大司教の手から失われることになる。しかし大司教が最終的にクレー

ヴェ伯から獲得したリンは、後にクレーヴェ伯がこの売却に異議を唱えたものの、大司教領への帰属は変わらなかった。<sup>⑧</sup>

このように見てきたとき、この一三九二年の協定はケルン大司教領、クレーヴェ・マルク伯領双方におけるその後の領域的發展にとって大きな意義をもったと言える。ケルン大司教は最終的にアムト・クサンテンほか複数のアムトを失うことになったが、これらは大司教領の辺境に位置する飛び領地であった。それに対しアムト・リンは大司教領の北部において相互に緩やかな結合共同関係にあるアムト内の中心に位置しており、リンの獲得はその結合共同関係に一層有機的なまとまりを与え、さらに大司教領の北部と中核部とのつながりを強化するものであった。したがって大司教にとつては辺境防衛上の損失を考慮しても、上述のアムトを質入れした代償は十分得られたのである。一方、クレーヴェ・マルク伯にとつても、アムト・リン、すなわちケルン大司教領内にある飛び領地を失うことよりも、クレーヴェ・マルク伯領内の空洞を埋める支配権を獲得する方がはるかに重要であった。この点でS・ピコットも指摘するように、一三九二年の協定はまさに領域交換によるケルン大司教領とクレーヴェ・マルク伯領の双方に有利な領域統合をもたらすものであったと言える。<sup>⑩</sup> 換言すれば、大司教によるアムトの質入れの背後には、自領域の配置に関わる別の利便を獲得するという計画性が看取される。<sup>⑪</sup>

このアムト・リンの獲得に関して最後にもう一点指摘しておきたい。それは質入れされたアムトの請け戻しのためにライン河の関税収入が用いられている点である。すでに述べたヒュルクラット伯領の獲得のさいにも三人のロンバルド人に対して負債の返済のためにライン河の関税徴収権が与えられたが、とりわけ一四世紀後半から負債が高額の場合には、アムトの請け戻しのためにライン河の関税徴収権の質入れが負債償却の手段として重要な役割を果たしている。<sup>⑫</sup> これとの関連で想起しなければならないのはケルン大司教領の財政構造である。一五世紀についてはあるが、ケルン大司教領の財政ならびに行政組織について包括的な研究を行なったG・ドレーゲによれば、ケルン大司教の収入源は大別して次の四つであった。<sup>⑬</sup> すなわち①直轄領（アムト）からの収入、②レガリーエン（国王から与えられた経済的利益権）に基づく収入、③

ラントシュテンデ（領邦等族）の支払う租税、④宗教的高権に基づく収入の四つである。ライン関税は内陸関税、貨幣鑄造税、ユダヤ人保護税とともにレガリーエンに属しているが、なかでもライン関税は大司教に多大の収入をもたらし、それゆえライン河の税関の設置は大司教の内政の中で常に重要な位置を占めていた。<sup>134</sup> ドレーゲの推定によれば一五世紀前半におけるケルン大司教領の主要な収入源はライン関税であり、それだけで全体の約六〇%を占めていた。<sup>135</sup> ここで重要なことは、このライン関税収入を支柱とするケルン大司教領独自の財政構造こそが、大司教にとってアムトの質入れによる柔軟な資金運用を可能にしたということである。すなわち関税収入の特徴は恒常的に一定の収入をもたらす点にあり、したがって長期的にトータルでは多額の収入をもたらすものではあっても、領域獲得のような短期間にまとまった多額の資金を必要とする場合には不向きである。むしろ関税収入は期間に猶予のある負債の返済にこそ威力を発揮するものであった。他の領邦におけるアムトの質入れの実態については詳らかにしえないが、少なくともケルン大司教領におけるアムトの質入れは、他の領邦に比して中世後期を通じて大規模に展開されたと言つてよい。そしてその背景には、負債償却のための最終的財源としてライン河の関税収入を活用しえたという独自の事情があったのである。

- ① ハイน์リヒに課されたその他の具体的な企图的課題としては次の四つが挙げられる。①大司教に復帰されるべきレーエンとしてのクレーヴェ伯領の回収、②エッセンにおけるフォークタイの獲得、③ドルトムント市およびブラッケル、エルメンホルスト、ヴェストホーフエンにおける帝国荘園の大司教領への併合、④大司教領の西部に位置するツェルビヒ市の請け戻し。しかしこれらの課題はクレーヴェ伯、マルク伯、ユーリヒ伯ら大司教領に隣接する領邦君主の抵抗によって実現しなかった。<sup>136</sup> *Kreuzkampf, F., Die Territorialpolitik des Kölner Erzbischofs Heinrich von Virneburg 1306-82, 1933, S. 8ff u. S. 24ff.*
- ② ヒュルクラット伯領の購入については *Kreuzkampf, a.a.O., S. 29ff.*

- および *Kasner, D., Die Territorialpolitik der Grafen von Kleve, 1972, S. 122ff.* においても簡潔に紹介されている。ヒュルクラット伯領獲得の方針はすでに前任の大司教ヴィクボルト・フォン・ホルテ（在位一二九七—一三〇四年）の時に示されている。ヴィクボルトは一三〇三年に一七〇〇マルクで、ヒュルクラット伯領の南部に散在するいくつかの所領をデイトリッヒ・ルーフ二世・フォン・クレーヴェから、六年以内であれば買い戻しの権利を与えるという留保付で譲り受けて *36° Kreuzkampf, a.a.O., S. 29f.*
- ③ *Kasner, a.a.O., S. 113.*
- ④ クレーヴェ伯とデイトリヒとの緊張関係は一三二〇年代に徐々に

緩和<sup>19</sup>。Ebenda.

⑤ Die Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter Bd. 4 (以下 REK-V 略す) Nr. 766.

⑥ REK Bd. 4, Nr. 765.

⑦ REK Bd. 4, Nr. 831.

⑧ Lacomblet, Th. J., *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, Bd. 3, 1960, Nr. 134. 史料では「アムト」という表現が用いられるがアムトに同義である。「アムト」の語義については Janssen, *Landesherrliche Verwaltung*, S. 103f. を参照。なおケンペンはすでに二二六〇年代にはアムトとしての実質を備えていた。すなわちケンペンは、アムトマンによる統治のもとで領内の住民に統一的な租税が課される地理的に完結した領域単位となっていた。これはケルン大司教領におけるアムト形成としては最も早い時期に属しており、このことからケンペンが大司教領の辺境防衛上きわめて重要なアムトであったことが分かる。アムト・ケンペンの形成については Kaiser, H.-W., *Die Territorienbildung in den ehemals kurkölnischen Ämtern Kempen, Oede und Linn*, 1979, 以下に S. 93-98. を参照。また一四世紀半は頃までのアムトの質入れに関する史料ではアムトを直接示す用語の代わりに「都市・城塞をその付属物とともに」という表現が多く用いられる。アムトを直接示す用語が用いられるようになるのは主に一四世紀の後半以降であるが、これは大司教領におけるアムト制の整備の進展と関連があると推測される。

⑨ REK Bd. 4, Nr. 830. ハイーンリヒはさらに支配権は確保した上でヒュルクラット伯領そのものをデイトリヒに質として与えた。そしてヒュルクラット伯領における両者のアムトマンとして騎士ヤッコプ・フォン・ヒューヘルホーヴェンがハイーンリヒの同意のもとデイトリヒによって任命され、後継のアムトマンはケルン教会のミニステ

リアーレンの中からのみ選ばれることになった。ヒュルクラット伯領の形成史に関する詳細は明らかではないが、少なくともこの時点においてヒュルクラット伯領はアムトとしての実質を備えていたと考えられる。

⑩ Ebenda.

⑪ Kasner, a.a.O., S. 118f.

⑫ REK Bd. 4, Nr. 835.

⑬ REK Bd. 4, Nr. 1215.

⑭ REK Bd. 4, Nr. 1254.

⑮ REK Bd. 4, Nr. 1274.

⑯ Lacomblet, a.a.O., Nr. 188. なおアスベル、レース、クサンテンは三つまとめて一つのアムトとして扱われるケースが多い。

⑰ REK Bd. 4, Nr. 1292. コッジでは主に以下のことがあったため確認されている。①残りの負債が返済されればただちに質物はケルン教会に返還される、②デイトリヒあるいは彼の相続人は質入れされている領域の法と自由を保障し、新たな課税を行なってはならない、③聖職者には税を課さない、④質物をさらに第三者に売却しない、⑤残りの負債額を引き上げたりしない、⑥ブルクマン、封臣、ミニステリアールン、質入れされた領域内に居住する者はデイトリヒに忠誠を誓わなければならない、⑦大司教は残りの負債額とは別に、質物の維持・管理のためにラインベルクのライン関税収入の中から年間一三〇マルクを与える、⑧デイトリヒはレースとクサンテンの都市から市場税を徴収してはならない、⑨デイトリヒは質物を戦争に巻き込むてはならない、⑩聖職者に対する裁判権は大司教が任命した教会裁判官によって行使される、⑪デイトリヒは大司教の封臣、ミニステリ

アーレン以外の者、とりわけ大司教に敵対する者をディートリヒの代理としてアスベルの Amtmann に任命してはならない。またこれに付随して、ディートリヒはかつて父親のディートリヒ・ルフ二世が大司教ヴィクホルトに質入れたヒェルクラット伯領南部の領域をこの購入において合わせて大司教ハインリヒに売却することを最終的に認めている。しかしこの取り決めにもかかわらず、一三三〇年にはディートリヒはケンペンの住民に不当な租税を課することを企てるが、ハインリヒは協定によって定められた以上の税をディートリヒに支払わなからうケンペンの住民に注意を与えらる。REK Bd. 4, Nr. 1904.

- ③⑧ Laomblet, aa.O., Nr. 192.
- ③⑨ REK Bd. 4, Nr. 1354, 1362.
- ④⑩ REK Bd. 4, Nr. 1363.
- ④⑪ REK Bd. 4, Nr. 1530, 1532, 1574.
- ④⑫ REK Bd. 4, Nr. 1978. この間、大司教ハインリヒは一三三〇年一月二八日に、一〇年前にケルン市内のユダヤ人に与えたユダヤ人保護の特権をさらに一〇年間延長し、その見返りとしてケンペン、アスベル、レース、タサンテンを請け戻すためにユダヤ人から八千マルクを要求せらる。REK Bd. 4, Nr. 1926.
- ④⑬ Kasner, aa.O., S. 117.
- ④⑭ とくたカレーヴェ伯 マルク伯とは一四世紀を通じて緊張関係が生じるようになる。
- ④⑮ Picot, aa.O., S. 93.
- ④⑯ Picot, aa.O., S. 100.
- ④⑰ Picot, aa.O., S. 122.
- ④⑱ REK Bd. 8, Nr. 1747.

- ④⑲ Picot, aa.O., S. 123f.
- ④⑳ REK Bd. 8, Nr. 1891.
- ⑤① Picot, aa.O., S. 124f.
- ⑤② REK Bd. 9, Nr. 934f.
- ⑤③ REK Bd. 9, Nr. 1630ff.
- ⑤④ Laomblet, Th. J., *Archiv für die Geschichte des Niederrheins*, Bd. 4, 1968, S. 362ff.
- ⑤⑤ REK Bd. 10, Nr. 207.
- ⑤⑥ REK Bd. 10, Nr. 224; Laomblet, *Urkundenbuch*, Bd. 3, S. 851 Anm. 3.
- ⑤⑦ Kasner, aa.O., S. 18f.
- ⑤⑧ Picot, aa.O., S. 121.
- ⑤⑨ Picot, aa.O., S. 128.
- ⑤⑩ Ebenda.
- ⑤⑪ コントラアムトの質入れに伴なう危険性の問題について補足しておくならば、アムトの質入れにおいては、質入れが領邦内の貴族や騎士に対してなされる場合と近隣の領邦君主に対してなされる場合の二様に分けて考察するのが適切である。前者においてはアムトを質流れで喪失する危険性が少ないのに対して、後者においてはその危険性は高いと考えられる。本稿で取り上げたアムトの質入れの事例では、債権者はいずれも大司教領外の有力者ないしは領邦君主であり、それだけに大司教によるアムトの質入れは常に自領域を賭する危険をはらんでいた。また、アムトの質入れは必ずしも財政的観点からのみ行なわれた訳ではなく、政治戦略的意図によってなされる場合もあった。すなわち隣接領邦君主に対する防衛のために、質入れというかたちで領邦内の有力貴族にアムトの統治を一定期間委ねたり、大司教と敵対関係に

ある者を自らの陣営に引き入れるために、一時的に債権者としてアムトマンに任命することもあった。

⑭ 大司教フリードリヒはこのアムト・リンの獲得に先行して、同じくクレーヴェ伯からアムト・ラインベルクを請け戻しているが、ここにおいてもフリードリヒは、クレーヴェ伯にボン、ツォンス、ラインベルクからあがるライン河の関税収入を与えている。

⑮ Droege, a.a.O., S. 119ff. 林数氏もケルン大司教の収入源についてドレーゲの同著作に基づき、前掲書七四―七六頁において簡明に整理されている。

⑯ ライン河の税関は特別に中央の管轄下に置かれ、中央独自の役人によって管理された。なお、ケルン大司教領におけるライン河の関税制度の発展については Droege, G., „Die kurkölnischen Rheinzölle im Mittelalter“, in: *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein* 168/169, 1967 を参照。

⑰ Droege, G., „Die finanzielle Grundlagen des Territorialstaates in West- und Ostdeutschland an der Wende vom Mittelalter zur Neuzeit“, in: *Veröffentlichung für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 53, 1966, S. 149ff.

⑱ ちなみに、内陸関税など他のレガリーエンに基づく収入は、平均して全体の五―一〇%であった。また、レガリーエンに次ぐ第二の収入源は直轄領からの収入である。直轄領からの収入は、地方において必要とされる費用を除いた残余が中央にもたらされるのであるが、その

## おわりに

中で公的な租税とくに不動産税は総収入の約二〇%を占めた。これに対し大司教の荘園からの収入は全体の二―五%を占めるにすぎなかった。ラントシユテンデの支払う租税が定期収入として大司教領の主要な収入となるのは、一五世紀後半の例外的なケースを除いて一六世紀以降であり、およそ総収入の半ばを占めるようになる。一五〇〇年以後大司教の収入の大半を占めていたライン関税収入は、一五〇〇年前後を境に、ライン河流域の商業路の変化や頻繁な質入れによって伸びなやんだ。さらにケルン大司教領の財政的状况を、同じくライン下流域に位置するユーリヒ伯領のそれと比較してみるならば、一四世紀末のユーリヒ伯領における総収入の内訳は、直轄領からの収入が七六%（公的な租税が五二%、荘園からの収入が二四%）、レガリーエンからの収入が一%、その他の収入が一三%である。Droege, a.a.O., S. 151. なお当時ユーリヒ伯領ではライン関税は徴収されてこない。ケルン大司教領の北に位置するクレーヴェ伯領では、ライン関税が徴収されていたにもかかわらず、荘園収入は総収入の三割にもおよんでいた。Ebenda. ケルン大司教領、ユーリヒ伯領、クレーヴェ伯領各々の総収入を比較するのは貨幣単位の問題もあり困難であるが、少なくとも大司教領の総収入がユーリヒ伯領およびクレーヴェ伯領のそれよりも下回っていたとは考えられない。したがってここからは、いかに大司教がライン河からあがる貨幣収入を掌握し、自領邦の主要財源としていたかが看取される。

本稿の目的は、中世後期に顕在化してきた領邦国家の支配原理の転換に着目し、この新しい領域的支配原理に基づくア

ムト制が領邦国家の形成・発展に対して担った役割を闡明することであった。そのさいケルン大司教領を考察対象とし、大司教が領域政策の一環として遂行したアムトの質入れという側面から上述の問題を照射した。本稿の考察から、絶えず質流れの危険をはらみつつも、領域政策の一定の目論みのもとに大司教によって遂行されたアムトの質入れの経緯と様相が浮かび上がり、同時にアムト制が大司教領内の統治組織の再編のみならず、アムトの質入れという方策を通じてケルン大司教領の領域的整備にも寄与したことが明らかになった。またアムトの質入れが大司教の領域政策の手立てとして機能することが可能となった背後に、大司教領がライン関税収入を柱とする独自の財政構造をもち、領域獲得に伴なう負債の償却を側面から支える財源が確保されていた点にも注目した。アムト制は領域性を特徴とするがゆえに、人的支配を本質とするレーエン制に比べ、領域国家への変貌を遂げつつある中世後期の領邦国家のニーズにより応えうる役割を果たしたと言えよう。ただしアムトの質入れによる資金調達そのものは場当たり的なものであることは否めない。アムトの質入れは総じて領邦国家の中央集権的財政が未発達時代に有効な資金調達法であったと言える。それは一六世紀以降、アムトの質入れが減少していくことに示されている。

領邦君主の領域政策において、新たに領邦国家の統治基盤として導入されたアムトは、いわば「駒」として機能しうる安定性と可動性をもっていた。このアムトのもつ安定性と可動性を生み出す要因の究明、すなわちアムトの質入れが領域政策の手段として機能しえた根本的理由の究明が残された喫緊の課題である。この理由の究明には、アムトの構造、アムト統治の実態を考察しなければならない。そしてこの質入れを可能にした理由を究明することによって、中世後期の領邦国家においてアムトが統治基盤としてもつた意義およびアムト制とレーエン制の並存関係の具体的様相を解き明かすことができると思われる。詳論は別の機会を期したい。

【本稿は平成一三年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。】

## Ämterverpfändungen und Territorialpolitik in Kurköln des 14. Jahrhunderts

von

MIYASAKA Yasutoshi

Überblickt man die Geschichte der Bildung und Entwicklung des mittelalterlichen Territorialstaates in Deutschland, so stellt man fest, daß im 14. Jahrhundert ein modernes Verwaltungsprinzip neben dem überkommenen der feudalistischen Gesellschaft in den Vordergrund trat. Das Ämterwesen, das sich auf das „Amt“, einen territorialen Verwaltungsdistrikt, und die „Beamtschaft“ stützte, erschien als ein neues Verwatungsprinzip des Territorialstaates neben dem alten Lehnswesen, das auf einem Vertrag zwischen dem Lehnsherrn und einem Vasallen beruhte.

Im vorliegenden Aufsatz soll die Rolle, die das auf dem Flächenprinzip basierende Ämterwesen für die Bildung und Entwicklung des Territorialstaates im Spätmittelalter spielte, unter Berücksichtigung der Umwandlung des Verwaltungsprinzips des Territorialstaates erhellt werden. Dies wird an Hand von Kurköln beleuchtet, indem die Ämterverpfändungen, die die aufeinander folgenden Erzbischöfe als ein Element der Territorialpolitik ausführten, in Betracht gezogen werden.

Dabei werden die Gebietserwerbungen der Grafschaft Hülchrath und des Amts Linn herangezogen. Bei dieser Betrachtung stellt sich heraus, mit welchen territorialpolitischen Absichten die Erzbischöfe trotz der beständigen Gefahr des Pfandverlusts den benachbarten Landesherrn ihre Ämter verpfändeten zugleich wird festgestellt, daß das Ämterwesen eine Umorganisation des Verwaltungssystems innerhalb des Erzstifts ermöglichte und die Ämterverpfändungen die territoriale Arrondierung des Erzstifts zur Folge hatten. In diesem Zusammenhang ist auch nicht zu übersehen, daß hinter der Territorialpolitik des Erzbischofs mittels wiederholter Ämterverpfändungen die Sachlage stand, daß seine Finanzen zum großen Teil durch die Rheinzölle unterstützt und nötigenfalls die Einlösung der verpfändeten Ämter dadurch sichergestellt war.

Bei der Untersuchung der Bildung und Entwicklung des Territorialstaates im Spätmittelalter ist das Lehnswesen nicht außer acht zu lassen, was bereits aus der



Tatsache zu ersehen ist, daß auch das Lehnswesen neben dem Ämterwesen bis zum Ende des 18. Jahrhunderts fortbestand und Amtleute vorwiegend aus der Vasallenschaft gewählt wurden. Es läßt sich aber nicht bestreiten, daß im Spätmittelalter, in dem das territoriale Herrschaftsproblem mit der Zeit immer wichtiger wurde, das auf dem Flächenprinzip beruhende Ämterwesen für den Territorialstaat ein wichtigeres Verwaltungsprinzip war, als das auf dem Personenprinzip beruhende Lehnswesen.